(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(d)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な資材及び設備の輸入に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての関税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(e)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税。免除の際には、ミャンマー連邦共和国の関係法令に従うものとする。

(2)　ミャンマー連邦共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務に関してミャンマー連邦共和国において課される全ての商業税を負担する。

8　ミャンマー連邦共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びミャンマー連邦共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ミャンマー連邦共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月二十三日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　樋口建史

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣
マウン・マウン・ウィン閣下

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月二十三日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣
マウン・マウン・ウィン閣下

○外務省告示第三十八号

平成二十九年一月十八日にコナクリで、国道一号線橋梁（りょう）改修計画のための贈与に関する平成二十五年六月十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「十六億六百万円」に改める。

2　署名者

日本側	迫久展在ギニア大使
ギニア側	カニー・ディアロ計画・国際協力大臣

平成二十九年一月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十九年一月九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十九年一月三十日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成29年1月9日	2015年2月5日	ＴＲ3719137
平成29年1月9日	2016年4月12日	ＴＲ5980112

○厚生労働省告示第二十号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）附則第一条の六の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき、健康保険法施行規則附則第一条の六の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額を次のように定める。

平成二十九年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則附則第一条の六の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額

健康保険法施行規則附則第一条の六の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。

平成二十九年度	平成二十七年四月九日厚生労働省発保〇四〇九第五号厚生労働事務次官通知「平成27年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金について」の別紙に定める医療保険事業（健康保険関係）区分の対象経費（特別療養費の一部負担金相当額の免除措置の実施に要する費用を除く。）の額
平成三十年度	平成二十八年四月一日厚生労働省発保〇四〇一第三号厚生労働事務次官通知「平成28年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金について」の別紙に定める医療保険事業（健康保険関係）区分の対象経費（特別療養費の一部負担金相当額の免除措置の実施に要する費用を除く。）の額

○厚生労働省告示第二十一号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月一日から適用する。

平成二十九年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号中「十六億四千二百六十六万三千円」を「十五億五千七百三十一万円」に改める。

○厚生労働省告示第二十二号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第五条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成二十九年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十九年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に五・八を乗じて得た率を十で除して得た率とする。